

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月29日
【発行者名】	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ダニエル・クライン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	長谷 俊一
【電話番号】	03-6377-2871
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	B N P パリバ欧州バランス・ファンド
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（平成21年10月30日から平成22年10月29日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

BNPパリバ欧州バランス・ファンド

ただし、愛称として「オート・クチュール」という名称を用いることがあります。

（以下「当ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

格付けは取得していません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額とは、信託財産の純資産総額（組入る有価証券を時価で評価した資産総額から、負債総額を控除したものを）その時の受益権口数で除した価額をいいます。当ファンドでは便宜上、1万口当たりの価額で示すことがあります。基準価額は、組入れ有価証券などの値動きにより、日々変動します。

日々の基準価額は、販売会社または委託会社までお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「オートク」）

《委託会社へのお問合わせ先》  
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
（半休日の場合は正午まで）

### （５）【申込手数料】

申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（5%）が含まれています。

### （６）【申込単位】

申込単位につきましては、販売会社にお問合せ下さい。

### （７）【申込期間】

平成21年10月30日から平成22年10月29日まで

（注）上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

### （８）【申込取扱場所】

販売会社の本・支店等においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記にお問合わせ下さい。

《委託会社へのお問い合わせ先》  
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
(半休日の場合は正午まで)

(9) 【払込期日】

お申込金額は、販売会社が指定する期日までに、指定の方法でお支払い下さい。

発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社によりビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払い下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) 【その他】

申込みの方法

- 1) 受益権の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込み下さい。
- 2) 取得申込みに際し、「分配金再投資コース」または「分配金受取りコース」か、どちらかのコースをお申し出下さい。(原則として、お買付け後のコースの変更はできません。)
- 3) 「分配金再投資コース」を選択された場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。以下同じ。)に従って、契約を締結していただきます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

当ファンドの償還金、換金代金は、社振法および上記振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### 目的

この投資信託は、内外の投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

###### 信託金限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

###### 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式 債券
追加型	海外	不動産投信 その他資産 ( )
	内外	資産複合

###### 《 商品分類の定義 》

###### 単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

###### 投資対象地域による区分

海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

###### 投資対象資産による区分

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

###### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ( )
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式 ・債券)))*	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東(中東)		
		エマージング		

\* 投資収益は実質的に欧州の債券や株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託です。

#### 《 属性区分の定義 》

##### 投資対象資産による属性区分

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

##### 決算頻度による属性区分

年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

##### 投資対象地域による属性区分

欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 投資形態による属性区分

ファンド・オブ・ファンズ...社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

##### 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

#### ファンドの特色

ファンド・オブ・ファンズ形式により、実質的な公社債と株式の組入れによるバランス型運用を行います。

実質的な組入株式は、原則として消費財およびサービス（生活必需品は除く）を提供する企業群等です。

#### 《組入れ企業の特徴》

消費財・サービスを提供する企業  
グローバルな事業展開を有する企業  
高水準の利益率を有する企業（新規参入が極めて難しい市場）

実質的な組入公社債は、原則として欧州の国債、政府機関債、事業債、証券化商品（ABS、MBS等）等です。

実質的な組入公社債の発行体の信用格付は、原則として取得時に海外信用格付が「A」格以上（S&P社によりA- /ムーディーズ社によりA3）の長期信用格付を有するか、S&P社による「A1」以上もしくはムーディーズ社による「P1」以上の短期信用格付を有するか、または指定投資信託証券の運用会社が同等と判断する信用水準を有するものとします。

《実質的な組入公社債の主要投資対象国》（平成21年9月末現在）

ユーロ参加国	ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、オーストリア、ベルギー、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルグ、オランダ、ポルトガル、ギリシャ、スロヴェニア、マルタ、キプロス、スロバキア
非ユーロ参加国	イギリス、スウェーデン、デンマーク

\* 上記以外の国の公社債に投資を行う場合があります。

\* 経済情勢の変化等により、上記主要投資対象国は見直される場合があります。

< 指定投資信託証券の概要 >（平成21年9月末現在）

パーベスト・ユーロ国債ファンド・Mクラスシェア	
設定日	平成12年9月22日
通貨	ユーロ
投資方針	欧州連合（EU）加盟国のユーロ建国債に投資することにより、中期的な収益の獲得を目指します。組入銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく金利見通し、イールドカーブ予想に基づき決定します。
収益分配	なし
信託報酬等	運用報酬：0% 上記の他、管理費用、受託費用、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ルクセンブルグ （BNP Paribas Asset Management Luxembourg）
運用会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス （BNP Paribas Asset Management S.A.S.）

パーベスト・ユーロ債券ファンド・Mクラスシェア	
設定日	平成9年6月5日
通貨	ユーロ
投資方針	高格付けのユーロ建債券に投資することにより、中期的に積極的な収益の獲得を目指します。組入銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく金利見通し、クレジット予測、イールドカーブ予想に基づき決定します。
収益分配	なし
信託報酬等	運用報酬：0% 上記の他、管理費用、受託費用、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ルクセンブルグ （BNP Paribas Asset Management Luxembourg）
運用会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス （BNP Paribas Asset Management S.A.S.）

パーベスト・中期債券ユーロファンド・Mクラスシェア	
設定日	平成10年5月7日
通貨	ユーロ

投資方針	高格付けのユーロ建の短・中期債に投資することにより、短期金利を上回る収益の確保を目指します。組入銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく金利見通し、クレジット予測、イールドカーブ予想に基づき決定します。
収益分配	なし
信託報酬等	運用報酬：0% 上記の他、管理費用、受託費用、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ルクセンブルグ (BNP Paribas Asset Management Luxembourg)
運用会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス (BNP Paribas Asset Management S.A.S.)

パーベスト・短期(ユーロ)ファンド・Mクラスシェア	
設定日	平成3年2月5日
通貨	ユーロ
投資方針	ユーロ建の債券およびマネー・マーケット商品に投資することにより、短期金利を上回る収益の獲得を目指します。組入れ銘柄は、経済・債券市場のリサーチに基づく短期金利の金利見通しに基づき決定します。
収益分配	なし
信託報酬等	運用報酬：0% 上記の他、管理費用、受託費用、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ルクセンブルグ (BNP Paribas Asset Management Luxembourg)
運用会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス (BNP Paribas Asset Management S.A.S.)

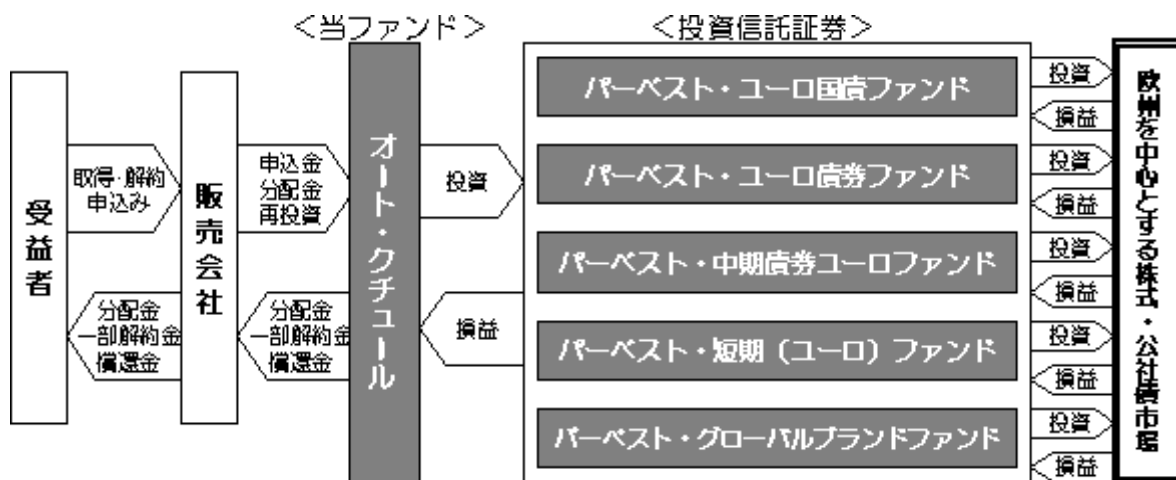
パーベスト・グローバルブランドファンド・Mクラスシェア	
設定日	平成12年9月29日
通貨	米ドル
投資方針	消費財およびサービス(生活必需品は除く)を提供する企業に投資することで、中期的な信託財産の成長を目指します。組入れ銘柄は、運用担当者による企業の個別訪問のほか、リサーチに基づき収益予想と比較して割安な銘柄を選択します。
収益分配	なし
信託報酬等	運用報酬：0% 上記の他、管理費用、受託費用、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
管理会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ルクセンブルグ (BNP Paribas Asset Management Luxembourg)
運用会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス (BNP Paribas Asset Management S.A.S.)

パーベストは、ルクセンブルグ籍のアンブレラ・ファンド(会社型投資証券)で、当ファンドが投資対象とするパーベスト・グローバルブランドファンド、パーベスト・中期債券ユーロファンド、パーベスト・短期(ユーロ)ファンドを含む複数のサブ・ファンドにより構成されています。サブ・ファンドには、取得・管理形態により最大7つのクラスシェアが置かれており、当ファンドはMクラスシェアへの申込みを行います。(平成21年9月末現在)

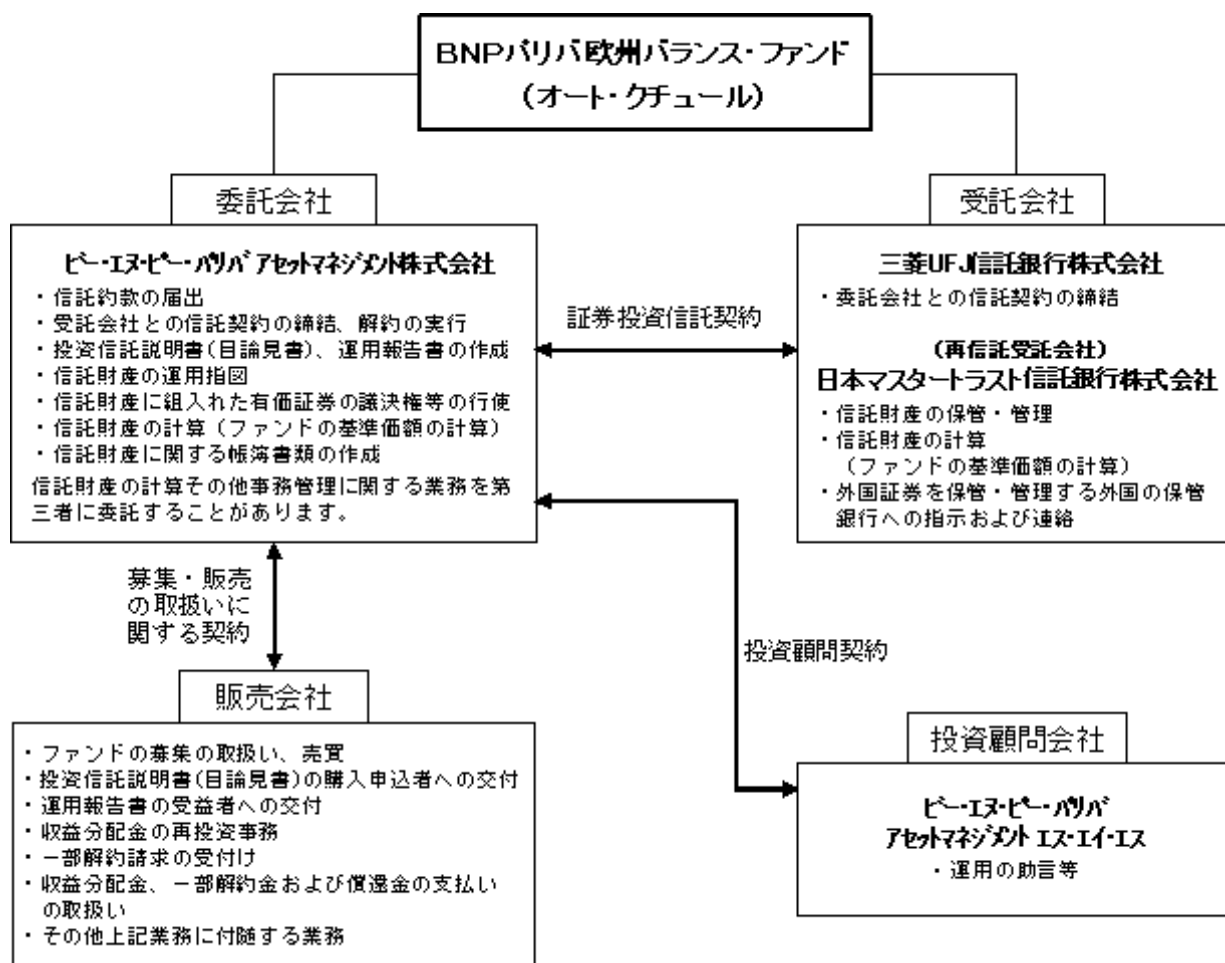
当ファンドが申込みを行うMクラスシェアには運用報酬がかかりません。またクラスシェア毎に申込まれた資金の運用は、サブ・ファンドにより行われますが、クラスシェア毎にも価格を発表しています。なお、これらのファンドを「パーベスト・ユーロ国債ファンド」「パーベスト・ユーロ債券ファンド」「パーベスト・中期債券ユーロファンド」「パーベスト・短期（ユーロ）ファンド」「パーベスト・グローバルブランドファンド」ということがあります。

## （２）【ファンドの仕組み】

### a. ファンドの仕組み



### b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要



### ファンドの関係法人

名称	関係業務の内容
《委託会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社	当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。



《受託会社》 三菱UFJ信託銀行株式会社	当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス	運用に関する助言等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集の取扱い、販売、一部解約請求の受付、収益分配金の再投資事務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

\*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

\*募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、一部解約請求の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

\*投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社に対する投資助言に関する事項が定められています。

c. 委託会社の概況（平成21年9月末現在）

資本金 9億円

沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### a. 運用方針

内外の投資信託証券（証券投資信託の受益権及び証券投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指します。

#### b. 投資態度

主として、欧州を中心に世界の株式を実質的な主要投資対象とする投資信託証券及び海外の公社債を実質的な主要投資対象とする投資信託証券を投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ形式により運用を行います。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への投資にあたっては、委託会社が指定する投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、分散投資を行うことを基本とします。

（指定投資信託証券）（平成21年9月末現在）

- ・ パーベスト・ユーロ国債ファンド・Mクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))
- ・ パーベスト・ユーロ債券ファンド・Mクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))
- ・ パーベスト・中期債券ユーロファンド・Mクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))
- ・ パーベスト・短期(ユーロ)ファンド・Mクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))
- ・ パーベスト・グローバルブランドファンド・Mクラスシェア(外国投資証券(ルクセンブルグ籍))

指定投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

指定投資信託証券の組入比率は、資金動向や市況動向等に応じて、委託会社の判断により適宜見直しを行います。なお、当ファンドが指定投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率は、信託財産の純資産総額の概ね20%～50%を基本とし、70%未満とします。また、当ファンドが指定投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する公社債への配分比率は、信託財産の純資産総額の概ね50%～80%を基本とし、100%を上限とします。

投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

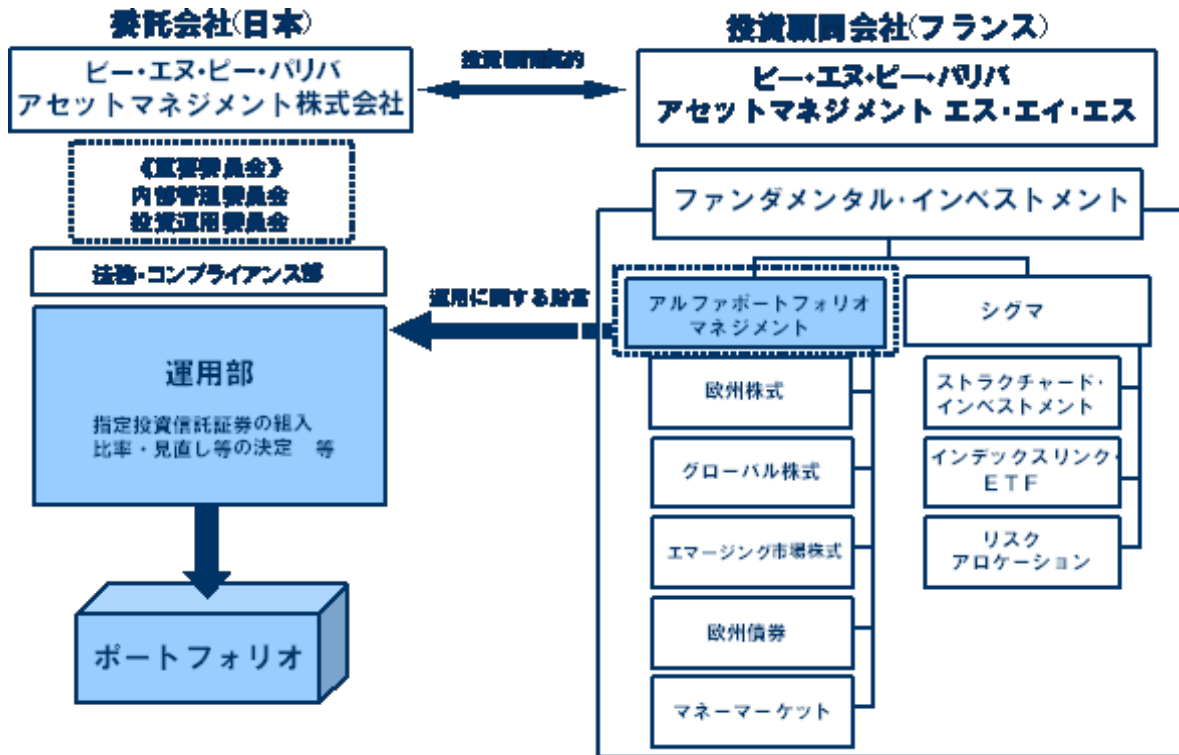
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス（以下「投資顧問会社」といいます。）から運用指図（指定投資信託証券の見直しを含む。）に関する助言を受けます。

## （2）【投資対象】

- a. 委託会社は、信託金を主として委託会社の指定する投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
  - イ. コマーシャル・ペーパー
  - ロ. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、イの証券または証書の性質を有するもの
  - ハ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- b. 委託会社は、信託金を、aに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  - イ. 預金
  - ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  - ハ. コール・ローン
  - ニ. 手形割引市場において売買される手形
- c. aの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、bに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## （3）【運用体制】

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の運用部門が、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスより運用に関する助言を受け、当ファンドにおける指定投資信託証券の組入比率・見直し等を決定し、運用を行います。



運用体制等は平成21年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 委託会社の運用体制

### 運用部（10名程度）

指定投資信託証券の組入比率・見直し、市場動向・ポートフォリオ・運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

### 投資運用委員会（5名程度）

原則として月1回および随時に開催し、投資運用や法令遵守等の状況について報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

### 内部管理委員会（5名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、内部管理手順およびコンプライアンスシステムの実施に資する対応を図ります。

### 法務・コンプライアンス部（2名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

ビー・エヌ・ピー・パリバ グループ<sup>( )</sup>では、投資家の保護を第一の目的として、組織的犯罪を防ぐべく、厳格な倫理規定を設けております。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスでは、グループの規定に加えて、フランス投資信託および金融資産運用会社向け倫理規定、インサイダー取引防止策、個人口座での取引制限等に関する社内規定の遵守が義務付けられています。（平成21年9月末現在）

( ) ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの概要（平成21年9月末現在）

ビー・エヌ・ピー・パリバは、平成12年5月に、パリ国立銀行とパリバ銀行の合併によりフランス大手の総合金融グループとして誕生しました。ビー・エヌ・ピー・パリバグループは世界各国に拠点を有し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、投資顧問業務、ならびにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、その実績と経験を基に、グローバルに金融サービスを提供しています。中核銀行であるビー・エヌ・ピー・パリバの格付けは、S & PではA A格、ムーディーズではA a 1格となっております。

委託会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社は、ビー・エヌ・ピー・パリバグループの資産運用部門における日本の現地法人として平成10年11月に設立されました。投資信託をはじめ、金融機関、年金基金等の資金を幅広く運用しております。投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、ビー・エヌ・ピー・パリバグループの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、株式ファンドに加え、債券ファンド、リスク限定型・軽減型ファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っております。ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメントの格付けは、フィッチ・レーティングスでM 2 + 格となっております。

#### 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っております。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（毎年8月6日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、この信託の運用の基本方針に基づいて運用を行います。

なお、「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後自動的に無手数料で再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

株式への投資制限（信託約款）

株式への直接投資は行いません。

外資建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への投資には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資制限（信託約款）

同一銘柄の投資信託証券の投資は、信託財産の純資産総額の50%以下とします。

資金の借入れ（信託約款）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

### 3【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回り等は未確定の商品です。

#### a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、外国の株式や債券等に投資を行う内外の投資信託証券など値動きのある有価証券を高位に組入れますので、組入れた投資信託証券等の値動きや為替市場の変動の影響により、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは、金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動や為替相場の変動の影響によって、上昇したり下落したりするという点、また権利行使に制限があることに注意を要する必要があります。

以下は、主なリスクとその要因および権利行使の制限に関する説明です。

市場リスク（市場における価格変動のリスク）

< 株式市場 >

投資する投資信託証券が実質的に組入れる株式等の価格は、投資対象国（地域）の政治・経済情勢、金利動向、株式発行会社の業績・信用、市場の需給バランス等の影響を受け、日々変動します。当ファンドの基準価額は、その変動の影響を受けるため、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

< 債券市場 >

投資する投資信託証券が実質的に組入れる公社債等の価格は、投資対象国（地域）の政治・経済情勢、金利動向等の影響を受け、日々変動します。また債券の価格は、一般的に金利が上昇した場合や、発行者の信用リスクの高まりにより価格が下落します。当ファンドの基準価額は、その変動の影響を受けるため、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

為替変動リスク

外貨建の投資信託証券の投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けることとなります。外国為替相場が、投資する資産の通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。また、組入れる投資信託証券は、海外の外貨建資産に投資するため、当該外国投資信託の価額は、各国為替相場の変動の影響を受けることとなり、当ファンドの基準価額も同様に影響を受けます。

カントリーリスク

当ファンドに組入れる投資信託証券を通じて海外の金融・証券市場に投資を行うため、当該国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- (2) 投資信託に関する一般的なリスク

法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。

短期間に相当金額の換金申込みがあった場合には、換金資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(3) 以下の記載事項は、一般的な投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

#### b. リスクの管理体制

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式を採用していますが、運用部門では、組入ファンドが各種市場環境に照らして整合性のある値動きを示しているかどうか、各ファンドが適切なリスクテークをしているかどうか等のモニタリングを行います。また、各ファンドが適切な割合で投資されているかどうかもチェックします。フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されているのに加えて、コンプライアンス専担者も配置されており、十分なリスク管理体制が敷かれています。（平成21年9月末現在）

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料率は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額(5%)が含まれています。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

### (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に以下の率（年率）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支払先	配分
信託財産の純資産総額に対して 年率 1.47% (税抜1.40%)	委託会社	年率 0.6825% (税抜 0.65%)
	販売会社	年率 0.6825% (税抜 0.65%)
	受託会社	年率 0.1050% (税抜 0.10%)

各指定投資信託証券については、原則として信託報酬（運用報酬）はかかりません。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に信託財産より支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (4)【その他の手数料等】

売買・保管等に要する費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および当該売買委託手数料に対する消費税等相当額については信託財産が負担します。

諸経費

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産より支弁します。

上記の費用の他に、各指定投資信託証券においては、それぞれ管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、投資対象ファンドの売買条件や運用資産の状況等により異なるものであるため、当該費用および費用全体の合計額（上限額等を含む）については、表示をすることができません。

上記（1）から（4）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### （5）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成21年9月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

##### 個人の受益者に対する課税

##### 収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税5%）が源泉徴収されます。

\* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

\* 平成22年1月1日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

##### 一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税7%、地方税3%）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

\* 平成21年1月1日以後の一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、配当所得と損益通算を行うことができます。

\* 平成22年1月1日以後は、源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行うことができます（確定申告不要）。

##### 法人の受益者に対する課税

##### 収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

##### 一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

\* 益金不算入制度は、当ファンドには適用されません。

##### < 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込

手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたりません。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

#### < 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

買取については、販売会社にお問合わせ下さい。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】(平成21年9月末現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
投資証券	ルクセンブルグ	21,743,998	84.24
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,068,255	15.76
合計(純資産総額)		25,812,253	100.00

\*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2)【投資資産】(平成21年9月末現在)

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### < 主要銘柄の明細 >

順位	地域	銘柄名	種類	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルグ	PARVEST SHORT TERM (EURO) CLASS M	投資証券	341.903	28,545.00	9,759,634	28,580.00	9,771,794	37.86
2	ルクセンブルグ	PARVEST GLOBAL BRANDS CLASS M	投資証券	276.219	22,870.00	6,317,139	23,745.00	6,559,089	25.41
3	ルクセンブルグ	PARVEST MEDIUM TERM EURO BOND M	投資証券	248.432	21,366.00	5,308,072	21,789.00	5,413,115	20.97

\*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

##### < 種類別及び業種別投資比率 >

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
投資証券	外国	-	84.24
合計			84.24

\*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

#### (参考情報)

当ファンドが投資している指定投資信託証券の投資資産は以下の通りです。(平成21年8月末現在)

PARVEST SHORT TERM (EURO) (パーベスト・短期(ユーロ)ファンド)



順位	国/地域	種別	種類	投資比率 (%)
1	ユーロ	BNP PARIBAS EURIBOR PRIME1	短期金融商品	6.11
2		CDN BNP EONIA +0.11 17/02/2010	短期金融商品	3.74
3		CDN CEPEC EONIA +0.35 08/12/2009	短期金融商品	3.32
4		CDN BFCM EONIA +0.17 10/02/2010	短期金融商品	3.31
5		CDN SG 01/09/2009	短期金融商品	3.07
6		CDN CETEL 0% 20/10/2009	短期金融商品	3.06
7		CDN BFCM EONIA +0.13 22/02/2010	短期金融商品	3.06
8		CDN SG 0% 01/03/2010	短期金融商品	3.06
9		TED FORBQ 0% 22/01/2010	短期金融商品	3.06
10		CDN BARCL EONIA +0.72 05/11/2009	短期金融商品	2.47

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### PARVEST GLOBAL BRANDS（パーベスト・グローバルブランドファンド）

順位	国/地域	銘柄名	種類	投資比率 (%)
1	日本	TOYOTA MOTOR	株式	8.46
2	アメリカ	MCDONALD'S CORP	株式	5.84
3	日本	HONDA MOTOR	株式	4.26
4	アメリカ	HOME DEPOT INC	株式	3.79
5	アメリカ	WALT DISNEY CO	株式	3.52
6	ドイツ	DAIMLER AG	株式	3.27
7	アメリカ	NIKE INC	株式	2.93
8	フランス	VIVENDI	株式	2.77
9	アメリカ	TARGET CORP	株式	2.71
10	アメリカ	TIME WARNER INC	株式	2.69

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

#### PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND（パーベスト・中期債券ユーロファンド）

順位	国/地域	銘柄名	種類	投資比率 (%)
1	ユーロ	BOBL DTB FUTURE 5YRS 08/09/2009	債券先物	0.77
2		FRANCE 2.5% 12/01/2014	国債証券	0.15
3		NETHERLANDS GOVT 3.75% 15/07/2014	国債証券	0.15
4		ITALY 3.75% 15/12/2013	国債証券	0.12
5		FORTIS BK NL HLD 3.38% 19/05/2014	社債券	0.11
6		EUROPEAN INVT BK 4.25% 15/10/2014	特殊債券	0.09
7		FRANCE OAT 4.0% 25/04/2015	国債証券	0.09
8		BTPS 4.25% 15/10/2012	国債証券	0.08
9		FRANCE 3.75% 12/01/2013	国債証券	0.08
10		SFEF 3.125% 30/06/2014	国債証券	0.08

\*投資比率は、ファンドの資産合計に対する加重修正デュレーションの比率です。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成21年9月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

			純資産総額（円）		基準価額（円）	
			（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
（第1期末）	平成16年	8月6日	55,429,839	55,986,731	9,953	10,053
（第2期末）	平成17年	8月8日	23,804,081	24,952,529	10,364	10,864
（第3期末）	平成18年	8月7日	27,119,226	28,413,306	10,478	10,978
（第4期末）	平成19年	8月6日	24,455,629	29,148,310	10,001	11,920
（第5期末）	平成20年	8月6日	29,756,679	29,756,679	9,277	9,277
（第6期末）	平成21年	8月6日	26,185,546	26,185,546	7,807	7,807
	平成20年	9月末	26,342,745	—	8,499	—
		10月末	22,013,258	—	7,050	—
		11月末	21,458,030	—	6,794	—
		12月末	22,117,404	—	6,930	—
	平成21年	1月末	20,773,089	—	6,482	—
		2月末	21,789,941	—	6,768	—
		3月末	23,126,465	—	7,096	—
		4月末	23,874,715	—	7,271	—
		5月末	24,778,129	—	7,492	—
		6月末	25,117,344	—	7,541	—
		7月末	25,637,328	—	7,643	—
		8月末	25,697,922	—	7,641	—
		9月末	25,812,253	—	7,622	—

\*基準価額は1万口当たり

#### 【分配の推移】

	計算期間	分配金（円）
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	100
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	500
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	500
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	1,919
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	0
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	0

\*分配金は1万口当たり

## 【収益率の推移】

	計算期間	収益率 (%)
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	0.5
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	9.2
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	5.9
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	13.8
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	▲7.2
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	▲15.8

\* 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

## 6【手続等の概要】

## (1) 申込（販売）手続等

申込方法	買付のお申込みは、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。
買付の申込受付	お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。
申込(買付)単位	販売会社にお問合せ下さい。
申込(買付)価額	買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 なお、「分配金再投資コース」で収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
申込手数料 (買付手数料)	2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。 ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、買付手数料はかかりません。 詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。 当該買付手数料にかかる消費税等相当額(5%)が含まれています。
その他	委託会社は、証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、追加設定のお申込みの受付けを中止または取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## (2) 換金（解約）手続等

申込方法	換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込み下さい。
換金の申込受付	お申込みの受付は、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。 ただし、フランスまたはルクセンブルグの銀行休業日と同一日の場合には、お申込みの受付は行いません。
換金単位	1口単位とします。
解約価額 (換金価額)	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金のお支払い	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社にてお支払いします。
買取請求	買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社にお問合わせ下さい。
その他	委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、換金のお申込みの受付を中止または取り消しすることがあります。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

## 7【管理及び運営の概要】

## (1) 資産の評価

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「オートク」）

《委託会社へのお問合わせ先》  
 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
 電話番号：0120-996-222  
 受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
 （半休日の場合は正午まで）

## (2) 信託期間

原則として無期限とします。

ただし、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

## (3) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として、毎年8月7日から翌年8月6日までです。

の規定にかかわらず、の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (4) その他

信託契約の解約

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 信託約款の変更

委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。

信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。

- ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し受益者に交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (5) 受益者の主な権利

##### 収益分配金に対する権利

###### 「分配金再投資コース」

収益分配金は、自動けいぞく投資約款に基づき、税引き後自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

###### 「分配金受取りコース」

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始します。

##### 償還金に対する権利

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

##### 換金に対する権利

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「6 手続等の概要（2）換金（解約）手続等」をご参照下さい。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の事項は、有価証券届出書に記載される当ファンドの経理状況の財務諸表を抜粋したものです。

当ファンドの財務諸表は、あらた監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、当ファンドの経理状況の財務諸表に添付されています。

## 1【貸借対照表】

	（単位：円）	
	第5期 （平成20年8月6日現在）	第6期 （平成21年8月6日現在）
資産の部		
流動資産		
預金	38,641	31,529
コール・ローン	3,549,622	4,030,697
投資証券	26,383,227	22,302,273
未収利息	36	5
流動資産合計	29,971,526	26,364,504
資産合計	29,971,526	26,364,504
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	14,826	12,354
未払委託者報酬	192,672	160,490
その他未払費用	7,349	6,114
流動負債合計	214,847	178,958
負債合計	214,847	178,958
純資産の部		
元本等		
元本	32,076,097	33,542,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,319,418	△7,357,140
（分配準備積立金）	41	39
元本等合計	29,756,679	26,185,546
純資産合計	29,756,679	26,185,546
負債純資産合計	29,971,526	26,364,504

## 2【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第5期		第6期	
	自	平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	自	平成20年8月7日 至 平成21年8月6日
営業収益				
受取利息		9,713		4,768
有価証券売買等損益		△1,331,767		285,572
為替差損益		△379,915		△4,373,638
営業収益合計		△1,701,969		△4,083,298
営業費用				
受託者報酬		30,126		25,074
委託者報酬		391,496		325,720
その他費用		14,939		12,410
営業費用合計		436,561		363,204
営業利益又は営業損失（△）		△2,138,530		△4,446,502
経常利益又は経常損失（△）		△2,138,530		△4,446,502
当期純利益又は当期純損失（△）		△2,138,530		△4,446,502
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△177,744		△160,858
期首剰余金又は期首欠損金（△）		1,845		△2,319,418
剰余金増加額又は欠損金減少額		4,056		145,867
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		4,056		145,867
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		364,533		897,945
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		364,533		897,945
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△2,319,418		△7,357,140

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）



区分	第5期 (自平成19年8月7日 至平成20年8月6日)	第6期 (自平成20年8月7日 至平成21年8月6日)
1.有価証券の 評価基準及び 評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、投資証券の基準価額で 評価しております。	投資証券 同左
2. デリバ ティブの評価 基準及び評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客先物 相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財 務諸表作成の ための基本と なる重要な事 項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託 財産の計算に関する規則」（平成12 年総理府令第133号）第60条及び61 条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

#### (1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2) 受益者名簿

該当事項はありません。

#### (3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

#### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

#### (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は以下の通りです。

### 第1 ファンドの沿革

#### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

#### 第3 管理及び運営

##### 1 資産管理等の概要

- (1) 資産の評価
- (2) 保管
- (3) 信託期間
- (4) 計算期間
- (5) その他

##### 2 受益者の権利等

#### 第4 ファンドの経理状況

##### 1 財務諸表

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益及び剰余金計算書
- (3) 注記表
- (4) 附属明細表

##### 2 ファンドの現況

純資産額計算書

#### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

平成15年8月7日 信託約款締結、当ファンドの設定、運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。

取得申込みに際し、「分配金再投資コース」または「分配金受取りコース」か、どちらかのコースをお申し出下さい。（原則として、お買付け後のコースの変更はできません。）

「分配金再投資コース」を選択された場合は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従って、契約を締結していただきます。

お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

お申込単位は、販売会社へお問合わせ下さい。

お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、「分配金再投資コース」で収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

お申込手数料は、2.1%（税抜2.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。

ただし、「分配金再投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、追加設定のお申込みの受付けを中止または取り消しすることがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### 2【換金（解約）手続等】

換金のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込み下さい。

換金のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時（半休日の場合は午前11時）までとします。なお、午後3時を過ぎての換金のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

フランスまたはルクセンブルグの銀行休業日と同一日の場合には、換金のお申込みの受付けは行いません。

換金単位は1口単位とします。

解約価額は、換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、解約価額についてのお問合わせは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問合わせ先》  
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
（半休日の場合は正午まで）

換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社にてお支払いしま

す。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替市場における取引の停止または世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更、その他やむを得ない事情により信託財産で保有する有価証券等の取引の全部または一部が成立しないときは、委託会社の判断により、換金請求の受付けを中止または取り消しすることがあります。

の規定により換金請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして、の規定に準じて算定した価額とします。

買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合わせ下さい。

当ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「オートク」）

《委託会社へのお問合わせ先》  
ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
電話番号：0120-996-222  
受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時  
（半休日の場合は正午まで）

##### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3)【信託期間】

原則として無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

##### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として、毎年8月7日から翌年8月6日までです。

の規定にかかわらず、の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

##### (5)【その他】

###### 信託契約の解約

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### 信託約款の変更

委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。

信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にいたします。

- ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
- ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書の作成

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎および償還時に運用報告書を作成し受益者に交付します。

#### 関係法人との契約の更改に関する事項

##### 販売会社

「募集・販売の取り扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づいて当ファンドの募集の取扱い等を委託しています。当該契約の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱います。

##### 投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

#### 公告



委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 2【受益者の権利等】

(1) ファンドの信託契約締結当初および追加信託の当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、受益権の持ち分に応じて受取る権利を有します。

「分配金再投資コース」

収益分配金は、自動けいぞく投資約款に基づき、税引き後自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「分配金受取りコース」

- ・ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始します。
- ・ 受益者は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 償還金に対する権利

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、換金することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

換金代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

#### 第4 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第5期計算期間（平成19年8月7日から平成20年8月6日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第6期計算期間（平成20年8月7日から平成21年8月6日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第6期計算期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成19年8月7日から平成20年8月6日まで）および第6期計算期間（平成20年8月7日から平成21年8月6日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【BNPパリバ欧州バランス・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第5期 (平成20年8月6日現在)	第6期 (平成21年8月6日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	38,641	31,529
コール・ローン	3,549,622	4,030,697
投資証券	26,383,227	22,302,273
未収利息	36	5
流動資産合計	29,971,526	26,364,504
資産合計	29,971,526	26,364,504
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払受託者報酬	14,826	12,354
未払委託者報酬	192,672	160,490
その他未払費用	7,349	6,114
流動負債合計	214,847	178,958
負債合計	214,847	178,958
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	* <sub>1</sub> 32,076,097	* <sub>1</sub> 33,542,686
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	* <sub>2</sub> 2,319,418	* <sub>2</sub> 7,357,140
(分配準備積立金)	41	39
元本等合計	29,756,679	26,185,546
純資産合計	29,756,679	26,185,546
負債純資産合計	29,971,526	26,364,504

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第5期	第6期
	自平成19年8月7日 至平成20年8月6日	自平成20年8月7日 至平成21年8月6日
<b>営業収益</b>		
受取利息	9,713	4,768
有価証券売買等損益	1,331,767	285,572
為替差損益	379,915	4,373,638
<b>営業収益合計</b>	<b>1,701,969</b>	<b>4,083,298</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	30,126	25,074
委託者報酬	*1 391,496	*1 325,720
その他費用	14,939	12,410
<b>営業費用合計</b>	<b>436,561</b>	<b>363,204</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	<b>2,138,530</b>	<b>4,446,502</b>
経常利益又は経常損失( )	2,138,530	4,446,502
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	<b>2,138,530</b>	<b>4,446,502</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	177,744	160,858
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>	<b>1,845</b>	<b>2,319,418</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額	4,056	145,867
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,056	145,867
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
<b>剰余金減少額又は欠損金増加額</b>	<b>364,533</b>	<b>897,945</b>
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	364,533	897,945
分配金	*2 -	*2 -
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>	<b>2,319,418</b>	<b>7,357,140</b>

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期 (自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日)	第6期 (自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日)
1.有価証券の 評価基準及び 評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、投資証券の基準価額で 評価しております。	投資証券 同左
2. デリバ ティブの評価 基準及び評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき原則として、わが国 における計算期間末日の対顧客先物 相場の仲値で評価しております。	為替予約取引 同左
3. その他財 務諸表作成の ための基本と なる重要な事 項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託 財産の計算に関する規則」（平成12 年総理府令第133号）第60条及び61 条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

第5期 (平成20年8月6日現在)	第6期 (平成21年8月6日現在)
*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中 追加設定元本額及び期中解約元本  期首元本額 24,453,784 円 期中追加設定元本額 10,506,420 円 期中解約元本額 2,884,107 円 (2) 計算期間末における受益権の総数 32,076,097 口	*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中 追加設定元本額及び期中解約元本  期首元本額 32,076,097 円 期中追加設定元本額 3,454,383 円 期中解約元本額 1,987,794 円 (2) 計算期間末における受益権の総数 33,542,686 口
*2 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、2,319,418円であ ります。	*2 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下 回っており、その差額は、7,357,140円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第5期 （自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日）	第6期 （自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日）
*1 信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額  <div style="text-align: right;">65,226円</div>	*1 信託財産の運用に関する助言に要する費用として委託者報酬の中から支弁している額  <div style="text-align: right;">54,269円</div>
*2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（24円）、及び分配準備積立金（41円）より分配対象収益は65円（1万口当たり0.01円）であります。分配方針により分配を行っておりません。	*2 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（0円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（29円）、及び分配準備積立金（99円）より分配対象収益は62円（1万口当たり0.01円）であります。分配方針により分配を行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

第5期（平成20年8月6日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投 資 証 券	26,383,227	△ 1,607,259
合 計	26,383,227	△ 1,607,259

第6期（平成21年8月6日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投 資 証 券	22,302,273	285,572
合 計	22,302,273	285,572

## （デリバティブ取引に関する注記）

. 取引の状況に関する事項

第5期 (自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日)	第6期 (自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日)
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組みと利用目的 信託財産に属する外貨建資金の受渡しを行う際の円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	2. 取引に対する取組みと利用目的 同左
3. 取引に係るリスクの内容 為替予約取引に係る主要なリスクは、取引相手の状況変化により損失が発生する信用リスクであります。	3. 取引に係るリスクの内容 同左
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	4. 取引に係るリスク管理体制 同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

## II. 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

第5期 (自 平成19年 8月 7日 至 平成20年 8月 6日)			
関連当事者の名称	当ファンドとの関係	取引内容	取引金額 (円)
BNP Paribas Securities Services, Luxemburg	投資信託財産の運用の指図を行う 投資信託委託会社の利害関係人等	投資証券の買付	13,836,876
		投資証券の売付	8,695,356
(注)			
1.取引条件及び取引条件の決定方針 当ファンドの運用の指図を行う投資信託委託業者の利害関係人等が設定した投資証券を、当該投資証券の基準価額で事務代行会社を通じて取引しています。			

## 第6期（自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日）

該当事項はありません。

### (一口当たり情報)

第5期 (平成20年8月6日現在)		第6期 (平成21年8月6日現在)	
一口当たり純資産額	0.9277 円	一口当たり純資産額	0.7807 円
(一万口当たり純資産額	9,277 円)	(一万口当たり純資産額	7,807 円)



## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面総額	評 価 額		邦貨換算評価額 (円)	備考
				単 価	金 額		
投 資	米ドル	PARVEST GLOBAL BRANDS M share	276.219	253.52	70,027.04	6,651,168	
		米ドル 小計	276.219	-	70,027.04	6,651,168	
証 券	ユーロ	PARVEST SHORT TERM EURO M share	341.903	216.71	74,093.79	10,137,513	
		PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND M share	248.432	162.21	40,298.15	5,513,592	
		ユーロ 小計	590.335	-	114,391.94	15,651,105	
投資証券 合計			-	-	-	22,302,273	
合計			-	-	-	22,302,273	

(注) 投資証券における額面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

## &lt; 有価証券明細表注記 &gt;

(注1) 通貨の表示に関しては、その通貨の表記単位で表示しております。

(注2) 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘 柄 数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米 ド ル	投資証券1銘柄	100.0%	29.8%
ユ ー ロ	投資証券2銘柄	100.0%	70.2%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## (参考情報)

当ファンドは、「Parvest Global Brands M share」投資証券、「Parvest Short Term (EURO) M share」投資証券及び「Parvest Euro Medium Term Bond M share」投資証券を主要投資対象としており、当ファンドの貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はすべてこれらの投資証券です。これら投資証券は、ルクセンブルグの法律に基づき設立された会社型投資信託であり、平成21年2月28日に会計年度を終了し、添付の財務書類はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「損益および純資産変動計算書」および「保有明細表」は、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社がビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ルクセンブルグより入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。

これらの投資証券の状況は、次の通りです。

なお、以下に掲載した情報は当ファンドの監査の対象外であります。

「純資産計算書」

純資産計算書 2009年2月28日現在	PARVEST GLOBAL BRANDS	PARVEST SHORT TERM (EURO)	PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND
<b>資産</b>	(USD)	(EUR)	(EUR)
投資有価証券時価評価額	14,411,110	1,642,550,252	641,907,878
銀行預金	51,971	-	58,650,045
未収配当金及び未収利息	22,395	9,304,383	10,362,259
為替・金利スワップに係る未収金	-	258,454	3,122,868
金融商品に係る未実現利益	-	-	1,016,620
先物為替並びに為替スワップに係る 未実現利益	-	419,044	1,105,583
その他未収金	-	2,435,869	140,816
資産合計	14,485,476	1,654,968,002	716,306,069
<b>負債</b>			
当座借越	-	33,360,162	962,620
未払費用	23,029	902,575	441,666
未払配当金及び未払利息	4	44,267	-
金融商品に係る未実現損失	-	-	54,000
先物為替並びに為替スワップに係る 未実現損失	-	332,630	171,120
負債合計	23,033	34,639,634	1,629,406
純資産額	14,462,443	1,620,328,368	714,676,663
2009年2月28日現在の株数(Mシェア)	277,219	99,636,380	9,345,942
一株当たり純資産額(Mシェア)			
2009年2月28日現在	176.05	215.27	153.47
2008年2月29日現在	307.81	206.62	147.39
2007年2月28日現在	346.64	198.32	140.08

「損益および純資産変動計算書」

損益および純資産変動計算書 2009年2月28日	PARVEST GLOBAL BRANDS	PARVEST SHORT TERM (EURO)	PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND
<b>収益</b>	(USD)	(EUR)	(EUR)
配当金及び純利息	671,166	65,260,343	31,408,709
その他の収益	11,927	1,100,704	101,738
<b>収益合計</b>	683,093	66,361,047	31,510,447
<b>費用</b>			
投資顧問報酬	324,462	6,926,348	3,244,382
保管費用	24,067	590,860	484,977
管理事務費用	41,575	1,736,626	1,320,682
登録税	9,919	157,980	347,731
銀行手数料	428	184	37,439
銀行支払利息	168	85,593	8,331
支払外国税及び消費税	-	-	-
雑費	9,304	686,723	290,498
<b>費用合計</b>	409,923	10,184,314	5,734,040
<b>投資純利益(純損失)</b>	273,170	56,176,733	25,776,407
有価証券並びにオプションの売却に係る実現純利益(純損失)	(5,355,161)	2,220,159	(4,172,335)
金融商品に係る実現純利益(純損失)	-	41,750	6,111,080
先物為替並びに為替・金利スワップによる実現純利益(純損失)	-	(2,192,131)	2,946,357
外国為替に係る実現純利益(純損失)	1,054,313	505	(19,833)
<b>当期実現純利益(純損失)</b>	(4,027,678)	56,247,016	30,641,676
投資有価証券に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	(7,632,123)	2,090,017	(10,468,147)
金融商品に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	-	-	35,585
先物為替並びに為替・金利スワップによる未実現評価純利益(純損失)の変動	-	(814,424)	934,463
外国為替に係る未実現評価純利益(純損失)の変動	(18,741)	(39,788)	-
<b>運用による純資産額の純変動</b>	(11,678,542)	57,482,821	21,143,577
当年度中の総発行額	8,798,991	1,872,702,208	800,566,232
当年度中の総買戻し額	(10,689,900)	(1,878,554,807)	(863,178,713)
支払配当金	(1,238)	(1,475,099)	(962,518)
<b>期首純資産</b>	28,033,132	1,570,173,245	757,108,085
<b>期末純資産</b>	14,462,443	1,620,328,368	714,676,663

「保有明細表」

PARVEST GLOBAL BRANDS (USD)				2009年2月28日現在	
通貨	銘柄名	株数	時価(USD)	純資産 比率(%)	業種
<b>【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】</b>					
<b>株式</b>					
EUR	MICHELIN	2,200	72,214	0.5	自動車・自動車部品
JPY	BRIDGESTONE	10,000	138,280	0.96	自動車・自動車部品
JPY	DENSO	8,000	153,549	1.06	自動車・自動車部品
USD	JOHNSON CONTROLS	9,700	110,386	0.76	自動車・自動車部品
JPY	SHARP	18,000	140,917	0.97	電子部品・計器
EUR	BMW	5,500	137,958	0.95	自動車工業
EUR	DAIMLER	13,900	317,943	2.2	自動車工業
EUR	PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING P REF	1,330	55,118	0.38	自動車工業
EUR	VOLKSWAGEN	1,180	281,748	1.95	自動車工業
JPY	HONDA MOTOR	27,200	664,398	4.59	自動車工業
JPY	MITSUBISHI MOTORS	24,000	28,208	0.2	自動車工業
JPY	SUZUKI MOTOR	5,300	83,688	0.58	自動車工業
JPY	TOYOTA MOTOR	40,000	1,300,015	8.99	自動車工業
HKD	ESPRIT HOLDINGS	14,400	78,453	0.54	小売
HKD	LIFUNG	34,000	75,498	0.52	小売
USD	GENUINE PARTS	2,541	71,504	0.49	小売
AUD	TABCORP HOLDINGS	9,500	38,721	0.27	娯楽
AUD	TATTS GROUP	23,000	41,877	0.29	娯楽
JPY	PANASONIC	31,000	365,619	2.53	家電
JPY	SONY	16,500	281,282	1.95	家電
EUR	ADIDAS	3,200	93,516	0.65	アパレル・繊維
USD	NIKE CL.B	9,700	402,841	2.79	アパレル・繊維
AUD	CROWN	9,800	32,494	0.22	ホテル・宿泊
EUR	ACCOR	200	7,221	0.05	ホテル・宿泊
HKD	SHANGRI LA ASIA	18,000	19,381	0.13	ホテル・宿泊
USD	AMAZON COM	4,650	301,274	2.08	インターネット
USD	CARNIVAL CER.PAIED	6,401	125,204	0.87	レジャー
CAD	SHAW COMMUNICATIONS CL.B.N.VTG	5,200	77,045	0.53	メディア
EUR	VIVENDI	20,300	488,956	3.38	メディア
GBP	BRITISH SKY BROADCASTING GROU P	21,500	144,107	1.02	メディア
GBP	PEARSON	15,200	142,882	0.99	メディア
GBP	REED ELSEVIER	18,500	138,304	0.96	メディア
GBP	THOMSON REUTERS	3,020	62,416	0.43	メディア
GBP	WPP	20,400	106,276	0.73	メディア
SGD	SINGAPORE PRESS HOLDINGS	25,000	43,982	0.3	メディア
USD	CITADEL BROADCASTING	12	1	0	メディア
USD	COMCAST CL.A	23,518	307,145	2.12	メディア
USD	DIRECTV GROUP	10,600	211,364	1.46	メディア
USD	DISNEY WALT - DISNEY	29,600	496,392	3.43	メディア
USD	LIBERTY MEDIA ENTMT SER.A	16,160	279,891	1.94	メディア
USD	MC GRAW HILL COMPANIES ORD.	5,600	110,488	0.76	メディア
USD	NEWS CL.A	28,700	159,572	1.1	メディア
USD	TIME WARNER	542	4,135	0.03	メディア
USD	VIACOM CL.B	7,123	109,623	0.76	メディア
USD	FORTUNE BRANDS ORD.	2,600	61,750	0.43	家庭用品
USD	OMNICOM GROUP	5,200	124,956	0.86	広告
USD	APOLLO GROUP CL.A	4,011	290,798	2.01	商業サービス
USD	BLOCK(H.AND R.)	5,448	104,057	0.72	商業サービス
GBP	COMPASS GROUP	28,000	123,520	0.85	食品
EUR	LVMH MOET HENNESSY VUITTON	940	54,177	0.37	コングロマリッド

Parvest Global Brands (続き)

CHF	CIE FINANCIERE RICHEMONT	21,180	280,886	1.94	小売
EUR	INDITEX	3,400	129,243	0.89	小売
GBP	KINGFISHER	737	1,329	0.01	小売
GBP	MARKS SPENCER GROUP NEW	28,300	105,280	0.73	小売
JPY	FAST RETAILING	700	71,184	0.49	小売
JPY	YAMADA DENKI	1,300	47,831	0.33	小売
SEK	HENNES MAURITZ S.B	8,600	322,647	2.23	小売
USD	BED BATH AND BEYOND	4,166	88,736	0.61	小売
USD	BEST BUY	5,800	167,156	1.16	小売
USD	GAP	8,600	92,794	0.64	小売
USD	HOME DEPOT	27,768	580,074	4.01	小売
USD	KOHL S	1,000	35,140	0.24	小売
USD	LOWES	24,440	387,130	2.68	小売
USD	STAPLES	3,500	55,825	0.39	小売
USD	STARBUCKS	10,700	97,905	0.68	小売
USD	TARGET	12,400	351,044	2.43	小売
USD	TJX COS	200	4,454	0.03	小売
USD	YUM BRANDS	6,600	173,448	1.2	小売
<b>セキュリティ・レンディング</b>					
<b>株式</b>					
JPY	mitsubishi motors	30,000	35,260	0.24	自動車工業
EUR	HERMES INTERNATIONAL	1,200	102,341	0.72	アパレル・繊維
EUR	ACCOR	2,500	90,269	0.62	ホテル・宿泊
USD	COMCAST CL.A	8,732	114,040	0.79	メディア
USD	TIME WARNER	59,000	450,170	3.11	メディア
USD	MCDONALDS	24,000	1,254,000	8.67	小売
USD	TJX COS	14,000	311,780	2.16	小売
<b>投資有価証券合計</b>			<b>14,411,110</b>	<b>99.65</b>	

PARVEST SHORT TERM (EURO)					2009年2月28日現在		
通貨	銘柄名	利率	額面金額	期間- 償還日	時価 (EUR)	統資産 比率(%)	
<b>【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】</b>							
<b>公社債</b>							
EUR	INTESA SANPAOLO	FLR	6,500,000	2004/2009	6,449,365	0.41	
EUR	INTESA SANPAOLO	FLR	5,600,000	2004/2009	5,560,856	0.34	
EUR	INTESA SANPAOLO	FLR	7,500,000	2004/2009	7,331,325	0.45	
<b>【マネーマーケット商品(2002年12月20日付ルクセンブルグ法41条-h)項による】</b>							
<b>譲渡性債務証券</b>							
EUR	ABBEY NATIONAL TREASURY	zc	20,000,000	2009/4/9	19,880,716	1.23	
EUR	ABBEY NATIONAL TREASURY	zc	10,000,000	2009/4/30	9,962,764	0.61	
EUR	BANQUE POPULAIRE	zc	10,000,000	2009/8/6	9,904,419	0.61	
EUR	BNP PARIBAS	zc	30,000,000	2009/8/12	29,731,551	1.83	
EUR	BNP PARIBAS	zc	60,000,000	2009/8/17	60,000,000	3.71	
EUR	CAISSE REGIONALE	zc	10,000,000	2009/7/30	9,906,018	0.61	
EUR	CAISSE REGIONALE PAS DE CALAIS	zc	20,000,000	2009/3/24	20,000,000	1.23	
EUR	CETEL	zc	10,000,000	2009/8/10	9,909,620	0.61	
EUR	CETEL	zc	70,000,000	2009/4/23	69,703,759	4.3	
EUR	CFCM LOIRE- ATLANTIQUE	zc	15,000,000	2009/5/25	14,942,007	0.92	
EUR	CFCM LOIRE- ATLANTIQUE	zc	10,000,000	2009/5/25	10,000,000	0.62	
EUR	CREDIT AGRICOLE	zc	30,000,000	2009/6/1	30,000,000	1.85	
EUR	CREDIT FONCIER DE FRANCE	zc	40,000,000	2009/5/6	39,829,651	2.47	
EUR	CREDIT FONCIER DE FRANCE	zc	20,000,000	2009/6/19	20,000,000	1.23	
EUR	CREDIT FONCIER DE FRANCE	zc	11,000,000	2009/9/11	11,000,000	0.68	
EUR	DEXIA C.L.F.	zc	20,000,000	2009/5/29	19,910,784	1.23	
EUR	DEXIA C.L.F.	zc	16,700,000	2009/3/2	16,700,000	1.03	
EUR	LLOYDS TSB BANK	zc	20,000,000	2009/3/9	19,846,487	1.22	
EUR	ROYAL BANK OF SCOTLAND	zc	20,000,000	2009/5/5	19,907,474	1.23	
EUR	SOCIETE GENERALE	zc	15,000,000	2009/9/2	14,860,519	0.92	
EUR	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	zc	19,500,000	2009/3/2	19,476,628	1.2	
EUR	CFCRM	zc	34,000,000	2009/5/11	33,847,685	2.09	
EUR	MATCHPOINT FINANCE	zc	25,000,000	2009/4/15	24,855,836	1.53	
<b>【セキュリティーレンディング】</b>							
<b>譲渡性債務証券</b>							
EUR	AXA	zc	20,000,000	2009/8/10	19,811,337	1.22	
EUR	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	zc	54,000,000	2009/8/10	53,497,591	3.3	
EUR	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	zc	50,000,000	2009/8/20	50,000,000	3.09	
EUR	BANQUES POPULAIRES	zc	20,000,000	2009/8/13	19,814,355	1.22	
EUR	BAYCLAYS BANK PLC	zc	20,000,000	2009/5/5	19,907,964	1.23	
EUR	CAISSE REGIONALE	zc	20,000,000	2009/4/15	19,915,514	1.23	
EUR	CAISSE REGIONALE	zc	25,000,000	2009/3/18	24,823,751	1.53	
EUR	CCF	zc	25,000,000	2009/3/10	24,820,055	1.53	
EUR	CCF	zc	10,000,000	2009/5/12	9,961,827	0.61	
EUR	CEPEC EONIA	zc	30,000,000	2009/3/16	30,000,000	1.85	
EUR	CEPEC EONIA	zc	25,000,000	2009/6/8	25,000,000	1.54	
EUR	CEPEC EONIA	zc	15,000,000	2009/8/10	15,000,000	0.93	
EUR	CIC ET UNION EUROPEENNE	zc	40,000,000	2009/8/10	39,627,845	2.45	
EUR	CIC ET UNION EUROPEENNE	zc	11,300,000	2009/5/11	11,249,938	0.69	
EUR	CIC ET UNION EUROPEENNE	zc	10,000,000	2009/7/13	9,896,273	0.61	
EUR	CIC ET UNION EUROPEENNE	zc	10,000,000	2009/5/26	9,961,827	0.61	
EUR	COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	zc	11,000,000	2009/5/29	11,000,000	0.69	
EUR	COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	zc	20,000,000	2009/8/24	20,000,000	1.23	
EUR	CREDIT AGRICOLE	zc	40,000,000	2009/7/13	39,622,334	2.45	
EUR	CREDIT AGRICOLE	zc	25,000,000	2009/4/27	24,890,523	1.54	
EUR	CREDIT DU NORD	zc	15,000,000	2009/3/23	14,885,239	0.92	
EUR	CREDIT DU NORD	zc	10,000,000	2009/5/26	9,962,072	0.61	
EUR	CREDIT LYONNAIS	zc	20,000,000	2009/6/18	20,000,000	1.23	
EUR	DEXIA C.L.F.	zc	15,000,000	2009/5/29	15,000,000	0.93	
EUR	ESPIRITO SANTO	zc	10,000,000	2009/7/13	9,897,812	0.61	
EUR	INTESA BANK IRELAND	zc	20,000,000	2009/4/7	19,866,152	1.23	

Parvest Short Term (EURO) (続き)

EUR	RABOBANK NEDERLAND	zc	20,000,000	2009/5/20	20,000,000	1.23
EUR	ROYAL BANK OF SCOTLAND	zc	20,500,000	2009/4/9	20,361,036	1.26
EUR	ROYAL BANK OF SCOTLAND	zc	20,000,000	2009/5/19	19,907,964	1.23
EUR	SOCIETE GENERALE	zc	20,000,000	2009/7/1	19,842,243	1.22
EUR	SOCIETE GENERALE	zc	50,000,000	2009/9/1	49,465,187	3.05
EUR	SOCIETE GENERALE	zc	45,000,000	2009/8/3	45,000,000	2.78
EUR	RENAULT	zc	20,000,000	2009/3/17	19,801,980	1.23
EUR	RENAULT	zc	10,000,000	2009/4/14	9,936,485	0.61
EUR	VOLKSWAGEN	zc	20,000,000	2009/3/9	19,777,503	1.22
EUR	EABEL	zc	10,000,000	2009/4/16	9,941,593	0.61
EUR	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	zc	25,000,000	2009/3/4	24,976,037	1.54
EUR	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	zc	21,000,000	2009/3/6	20,977,711	1.29
EUR	SEB S.A.	zc	20,000,000	2009/5/4	19,901,598	1.23
EUR	GDF	zc	38,000,000	2009/4/27	37,848,836	2.34
EUR	DANONE FINANCE	zc	30,000,000	2009/4/21	29,832,936	1.84
EUR	DANONE FINANCE	zc	20,000,000	2009/5/26	19,876,399	1.23
EUR	DANONE FINANCE	zc	25,000,000	2009/7/27	24,760,072	1.53
EUR	PSA FINANCE BANQUE	zc	20,000,000	2009/5/13	19,889,365	1.23
EUR	SOFINCO	zc	20,000,000	2009/7/15	19,802,796	1.22
EUR	SOFINCO	zc	24,000,000	2009/9/10	24,000,000	1.48
EUR	SOFINCO	zc	30,000,000	2009/8/10	29,721,988	1.83
<b>【その他譲渡可能な有価証券及び金融商品】</b>						
<b>公社債</b>						
EUR	CREDIT FONCIER DE FRANCE	FLR	15,000,000	2009/2011	14,998,650	0.93
<b>投資有価証券合計</b>					<b>1,642,550,252</b>	<b>101.37</b>

**【アセットスワップ契約残高】**

2009/2/28現在

貸付額面 借入額面	通貨	受取レート 支払レート	取引相手先	未收利息(EUR) 未払利息(EUR)	期日
5,600,000.00	EUR	EO NIA + 0.14	DRESNER BANK AG LONDRES	45,190.00	2009/10/29
5,600,000.00		2.7	INTESA SAMPAOLO SPA	(50,120.00)	
6,500,000.00	EUR	EO NIA + 0.14	DRESNER BANK AG LONDRES	123,788.00	2009/7/30
6,500,000.00		3.3	INTESA SAMPAOLO SPA	(78,585.00)	
7,500,000.00	EUR	EO NIA + 0.13	DRESNER BANK AG LONDRES	250,066.00	2009/3/31
7,500,000.00		1.6	INTESA SAMPAOLO SPA	(203,925.00)	
<b>TOTAL</b>				<b>86,414.00</b>	

PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND					2009年2月28日現在	
通貨	銘柄名	利率	額面金額	期間	時価 (EUR)	純資産 比率(%)
<b>【譲渡可能な上場又はその他規制市場取引の有価証券及び金融商品】</b>						
<b>公社債</b>						
EUR	AUCHAN	4.125	900,000	2004/2011	911,585	0.13
EUR	CARREFOUR	4.375	2,000,000	2003/2011	2,048,131	0.29
EUR	BANK OF SCOTLAND	FLR	2,000,000	2006/2016	1,294,251	0.18
EUR	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL	FLR	11,050,000	2006/2016	8,248,223	1.15
EUR	BARCLAYS BANK	FLR	2,000,000	2006/2016	1,245,001	0.17
EUR	BARCLAYS BANK	FLR	3,000,000	2007/2017	2,024,187	0.28
EUR	BBVA SUBORDINATED CAPITAL SA	FLR	1,400,000	2007/2017	1,063,442	0.15
EUR	BNP PARIBAS	4.125	9,150,000	2009/2014	9,234,348	1.29
EUR	BNP PARIBAS	4.750	8,000,000	2008/2013	8,314,122	1.16
EUR	BNP PARIBAS	FLR	6,000,000	2006/2016	5,050,000	0.71
EUR	COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	5.375	1,500,000	2008/2011	1,536,404	0.22
EUR	COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	FLR	8,800,000	2006/2016	6,701,024	0.94
EUR	COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	FLR	2,900,000	2007/2017	2,557,550	0.36
EUR	CREDIT AGRICOLE SA	5.100	3,000,000	2001/2012	3,045,300	0.43
EUR	DANSKE BANK	6.000	500,000	2007/2016	417,010	0.06
EUR	DEXIA CLF	FLR	3,000,000	2007/2017	2,250,000	0.31
EUR	FINANCEMENT FONCIER	4.375	2,000,000	2007/2014	2,015,443	0.28
EUR	FORTIS BANQUE	FLR	4,100,000	2007/2017	2,787,545	0.39
EUR	FORTIS BANQUE	FLR	2,500,000	2006/2016	1,747,713	0.24
EUR	FORTIS BANQUE	FLR	5,000,000	2005/2017	2,500,000	0.35
EUR	GOLDMAN SACHS	4.000	1,000,000	2005/2015	792,563	0.11
EUR	HSBC HOLDINGS	4.875	7,150,000	2009/2014	7,271,414	1.02
EUR	HSBC HOLDINGS	FLR	5,000,000	2004/2014	4,372,731	0.61
EUR	ING BANK NV	5.500	5,000,000	2001/2012	4,578,135	0.64
EUR	INTESA SANPAOLO SPA	FLR	4,750,000	2006/2016	3,901,856	0.55
EUR	INTESA SANPAOLO SPA	5.750	6,000,000	2008/2018	5,349,065	0.75
EUR	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.125	7,000,000	2009/2014	6,961,262	0.97
EUR	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.625	2,300,000	2007/2012	2,439,070	0.34
EUR	NATIXIS	6.125	3,180,000	2000/2010	3,361,356	0.47
EUR	NATIXIS	FLR	261,000	2004/2016	183,354	0.03
EUR	NATIXIS	FLR	4,000,000	2005/2016	3,221,640	0.45
EUR	NATIXIS	FLR	8,000,000	2006/2017	5,099,440	0.71
EUR	NATIXIS	FLR	12,000,000	2007/2017	7,792,800	1.09
EUR	NORDEA BANK	6.250	700,000	2008/2018	669,987	0.09
EUR	SAN PAOLO - IMI SPA	6.375	5,000,000	2000/2010	5,086,545	0.71
EUR	SANTANDER ISSUANCES SA	FLR	2,000,000	2007/2017	1,502,750	0.21
EUR	SOCIETE GENERALE	FLR	11,943,000	2004/2016	9,554,400	1.34
EUR	UNICREDITO ITALIANO	5.250	3,200,000	2008/2014	3,175,333	0.44
EUR	UNICREDITO ITALIANO	6.000	1,250,000	2001/2011	1,261,016	0.18
EUR	UNICREDITO ITALIANO	FLR	2,000,000	2004/2014	1,732,570	0.24
EUR	VW CREDIT	5.125	300,000	2008/2011	300,255	0.04
EUR	E.ON	5.500	800,000	2009/2016	838,969	0.12
EUR	OMEGA CAPITAL	FLR	2,000,000	2006/2014	1,609,400	0.23
EUR	LAFARGE	4.250	1,500,000	2005/2016	1,025,569	0.14
EUR	CASSA DEPOSITI	3.750	2,600,000	2006/2012	2,626,450	0.37
EUR	KINGDOM OF SPAIN	2.750	8,000,000	2009/2012	8,026,535	1.12
EUR	LA POSTE	4.750	1,400,000	2009/2016	1,418,396	0.20
EUR	BANQUE POSTALE	FLR	600,000	2006/2016	480,000	0.07
EUR	CREDIT LOGEMENT	FLR	4,000,000	2007/2017	2,911,200	0.41
EUR	CREDIT LOGEMENT	FLR	8,000,000	2005/2015	6,626,000	0.93
EUR	CRH-CAISSE REFINANCEMENT HABITAT-	5.000	1,300,000	2002/2013	1,364,622	0.19
EUR	SAINT GOBAIN NEDERLAND NV	5.000	2,000,000	2003/2010	2,015,183	0.28
EUR	SANTADER INTERNATIONAL	5.125	1,700,000	2008/2011	1,741,389	0.24
EUR	FRANCE TELECOM	5.250	1,280,000	2008/2014	1,351,044	0.19
<b>セキュリティレンディング</b>						
<b>公社債</b>						
EUR	AUCHAN	3.000	2,000,000	2005/2010	1,995,790	0.28
EUR	AUCHAN	4.125	1,100,000	2004/2011	1,114,160	0.16

Parvest Euro Medium Term Bond (続き)



EUR	BANCA POPOLARE DI MILANO ORD.	5.500	5,000,000	2008/2011	5,191,842	0.73
EUR	BANQUES POPULAIRES	4.625	5,000,000	2008/2011	5,131,825	0.72
EUR	BBVA SUBORDINATED CAPITAL	FLR	1,600,000	2007/2017	1,215,363	0.17
EUR	BNG NV BANK NEDERLANDSE GEMEENTE	3.875	5,000,000	2008/2013	5,129,330	0.72
EUR	BNP PARIBAS	3.750	1,400,000	2006/2011	1,415,871	0.20
EUR	CAIXA GENERAL DE DEPOSITOS EMTN	4.625	3,000,000	2007/2011	3,060,998	0.43
EUR	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE NEW YORK	5.250	10,000,000	2008/2010	10,208,900	1.43
EUR	CFF-COMPAGNIE DU FINANCEMENT FONCIER	3.875	5,900,000	2010/2011	5,972,720	0.84
EUR	COMPAGNIE FINANCIERE DU CREDIT MUTUEL	5.375	2,000,000	2008/2011	2,048,539	0.29
EUR	DEXIA MUNICIPAL AGENCY	4.250	5,000,000	2007/2010	5,094,233	0.71
EUR	FINANCEMENT FONCIER	4.375	2,000,000	2007/2014	2,015,443	0.28
EUR	FINANCEMENT FONCIER	4.000	10,000,000	2004/2011	10,157,934	1.42
EUR	HSBC FRANCE	5.750	4,100,000	2008/2013	4,324,336	0.61
EUR	INDUSTRIEBANK DEUTSCHLAND	2.875	3,500,000	2009/2012	3,516,787	0.49
EUR	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	3.125	7,000,000	2009/2014	6,961,262	0.97
EUR	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.375	10,000,000	2008/2013	10,527,225	1.47
EUR	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU	4.625	5,700,000	2007/2012	6,044,652	0.85
EUR	NATIXIS	5.375	8,500,000	2001/2011	9,003,483	1.26
EUR	NLD WATERBANK	4.250	6,000,000	2008/2013	6,201,422	0.87
EUR	NORDER BANK	FLR	1,000,000	2008/2018	957,124	0.13
EUR	ROYAL BANK OF CANADA	4.500	5,700,000	2007/2012	5,773,152	0.81
EUR	SOCIETE GENERALE	5.125	4,300,000	2008/2013	4,452,470	0.62
EUR	UNICREDITO INALIANO	6.000	2,750,000	2001/2011	2,774,235	0.38
EUR	DAIMLER CHRYSLER	4.125	3,000,000	2006/2009	3,001,507	0.42
EUR	VW CREDIT	5.125	2,100,000	2008/2011	2,101,787	0.29
EUR	NATIONAL GRID ELECTRIC	6.625	1,600,000	2008/2014	1,690,044	0.24
EUR	VATTENFALL	5.750	1,300,000	2008/2013	1,377,207	0.19
EUR	SAINT-GOBAIN	8.250	2,500,000	2009/2014	2,604,953	0.36
EUR	BOUYGUES	4.500	1,500,000	2006/2013	1,481,977	0.21
EUR	LAFARGE	4.250	1,000,000	2005/2016	683,713	0.10
EUR	BANQUE EUROPEENNE D'INVESTISSEMENT	4.250	23,000,000	2007/2014	24,134,495	3.38
EUR	BELGIQUE - EMPRUNT D'ETAT -	5.000	5,000,000	2002/2012	5,373,075	0.75
EUR	CASSA DEPOSITI	3.000	6,850,000	2005/2013	6,659,940	0.93
EUR	CASSA DEPOSITI	3.750	14,400,000	2006/2012	14,546,494	2.04
EUR	FINLANDE - EMPRUNT D'ETAT	4.250	13,000,000	2007/2012	13,796,204	1.93
EUR	FRANCE - EMPRUNT D'ETAT - OAT	3.250	10,000,000	2006/2016	10,047,235	1.41
EUR	FRANCE - EMPRUNT D'ETAT - OAT	5.000	5,000,000	2002/2012	5,439,537	0.76
EUR	KINGDOM OF SPAIN	4.250	10,000,000	2008/2014	10,404,092	1.46
EUR	NEDERLAND-EMPRUNT D'ETAT	3.750	5,000,000	2004/2014	5,177,788	0.72
EUR	NEDERLAND-EMPRUNT D'ETAT	5.000	12,000,000	2002/2012	12,997,641	1.82
EUR	NEDERLAND-EMPRUNT D'ETAT	4.000	3,000,000	2006/2016	3,101,310	0.43
EUR	REPUBLIC OF GREECE	4.100	20,000,000	2007/2012	19,693,674	2.76
EUR	REPUBLIC OF GREECE	4.600	2,000,000	2003/2013	1,981,006	0.28
EUR	REPUBLIC OF ITALY	3.750	5,000,000	2008/2011	5,145,820	0.72
EUR	REPUBLIC OF ITALY	3.750	5,000,000	2009/2013	5,030,446	0.70
EUR	REPUBLIC OF ITALY	3.750	19,000,000	2006/2011	19,560,698	2.74
EUR	REPUBLIC OF ITALY	4.000	6,500,000	2007/2012	6,697,755	0.93
EUR	REPUBLIC OF ITALY	4.250	22,000,000	2007/2012	22,776,357	3.19
EUR	REPUBLIC OF ITALY	4.250	4,000,000	2008/2011	4,153,961	0.58
EUR	REPUBLIC OF ITALY	4.250	10,000,000	2008/2013	10,305,294	1.44
EUR	AYT CEDULAS CAJAS	3.500	6,300,000	2006/2011	6,207,841	0.87
EUR	BANQUE PSA FINANCE	FLR	3,000,000	2005/2010	2,932,128	0.41
EUR	CM-CIC COVERED BONDS	4.750	10,000,000	2007/2012	10,309,697	1.44
EUR	CM-CIC COVERED BONDS	5.250	9,000,000	2008/2010	9,245,666	1.29
EUR	CRH-CAISSE REFINANCEMENT HABITAT-	4.100	1,500,000	2004/2015	1,477,526	0.21
EUR	CRH-CAISSE REFINANCEMENT HABITAT-	4.250	5,500,000	2003/2014	5,552,905	0.78
EUR	CRH-CAISSE REFINANCEMENT HABITAT-	5.000	1,000,000	2002/2013	1,049,709	0.15
EUR	CRH-CAISSE REFINANCEMENT HABITAT-	5.750	5,000,000	2000/2010	5,171,744	0.72
EUR	IRISH NATIONWIDE BUILDING	FLR	5,000,000	2006/2010	4,626,248	0.65
EUR	JP MORGAN	FLR	2,500,000	2005/2010	2,405,445	0.34
EUR	LEASEPLAN	3.125	5,000,000	2009/2012	5,002,558	0.70
EUR	SANTANDER INTERNATIONAL	5.125	300,000	2008/2011	307,303	0.04

## Parvest Euro Medium Term Bond（続き）

【マネー・マーケット商品(2002年12月20日付ルクセンブルグ法41条-h)項による】						
セキュリティレンディング						
公社債						
EUR	FRANCE-EMPRUNT D'ETAT-BTAN	2.500	15,000,000	2001/2014	14,857,687	2.07
EUR	FRANCE-EMPRUNT D'ETAT-BTAN	3.750	17,000,000	2001/2012	17,845,767	2.50
EUR	FRANCE-EMPRUNT D'ETAT-BTAN	3.750	20,000,000	2001/2013	20,896,941	2.92
EUR	FRANCE-EMPRUNT D'ETAT-BTAN	4.500	15,000,000	2001/2012	16,131,592	2.26
【その他譲渡可能有価証券及び金融商品】						
公社債						
EUR	DEXIA	6.500	2,000,000	2007/2017	1,927,000	0.27
【投資証券】						
マネー・マーケットファンド						
EUR	BNP PARIBAS INSTICASH EUR INSTITUTIONS		534.7774		73,437	0.01
<b>投資有価証券合計</b>					<b>641,907,878</b>	<b>89.82</b>

## 【先物契約残高】

2009/2/28現在

通貨	売買	数量	銘柄名	評価単価	未実現損益	評価額
EUR	買	806	BOBL DTB FUT. 5YRS 03/09	116.79	661,470.00	94,132,740.00
EUR	買	135	BUND DTB FUT. 10YRS 03/09	124.7	355,150.00	16,834,500.00
EUR	売	100	SCHATZ DTB FUT. 2YRS 03/09	108.23	(54,000.00)	(10,823,000.00)
<b>TOTAL</b>					<b>962,620.00</b>	

資産項目の銀行預金は、先物取引契約に係る証拠金としてブローカー名義でのEUR1,361,050を含む。

## 【金利スワップ契約残高】

2009/2/28現在

貸付額面 借入額面	通貨	受取レート 支払レート	取引相手先	未収利息(EUR) 未払利息(EUR)	期日
25,000,000.00 25,000,000.00	EUR	4.67 EURIBOR 3MONTHS	BNP PARIBAS	489,701.00 (124,625.00)	2013/9/30
25,000,000.00 25,000,000.00	EUR	3.44 EURIBOR 3MONTHS	BNP PARIBAS	236,500.00 (6,556.00)	2012/11/21
20,000,000.00 20,000,000.00	EUR	2.852 EURIBOR 3MONTHS	SOCIETE GENERALE	57,040.00 (39,939.00)	2014/1/23
<b>TOTAL</b>				<b>612,121.00</b>	

## 【クレジット・デフォルト・スワップ契約残高】

2009/2/28現在

売買	貸付額面 借入額面	通貨	プレミアム (%)	取引相手先 原資産	未収利息 支払利息	期日
買	3,000,000.00	EUR	1.4	SOCIETE GENERALE FORTIS BANQUE	107,370.00	2013/12/20
買	6,000,000.00	EUR	1.4	SOCIETE GENERALE FORTIS BANQUE	214,972.00	2013/12/20
<b>TOTAL</b>					<b>322,342.00</b>	

## 重要な会計方針

## 1) 様々なサブファンドを包括した財務書類

パーベットの財務書類(連結)は、ユーロ以外の通貨建てのサブファンドの財務書類を、会計年度末時点の為替レートで換算することによりユーロ建てで表示されている。

## 2) 為替換算

各サブファンドの会計帳簿は、その純資産総額を表示する通貨で管理され、それぞれの財務書類はその通貨で表示されている。サブファンド通貨以外の通貨建て有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レ

トで当該通貨に換算されている。サブファンド通貨以外の通貨建て収益及び費用については、発生日における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。年度末に、各サブファンド通貨以外の通貨建て有価証券の時価評価額(以下に記載の方法により決定される。)、債権、銀行預金、及び債務は、年度末における実勢為替レートで当該通貨に換算されている。有価証券の時価評価額、債権、銀行預金、及び債務に係る為替差損益は、会計年度の収支に含まれている。

### 3) 財務書類の開示

財務書類は、会計年度に算出された直近の純資産総額に基づき表示されている。但し、PARVEST INDIAサブファンドについては、財務書類上の純資産総額が調整されている。

純資産総額は、目論見書にしたがって、算出時点に知り得る直近の為替レートで計算されている。報告日の投資有価証券の評価は、2009年2月27日の株式時価ならびに為替レートをを用いている。この原則は、すべてのサブファンドに一律に適用されている。また、特定の流動性のない有価証券の評価については、通知期間後のみ取得されるため、実質的に会計年度末の純資産総額に2009年2月27日の時価を用いることが不可能であるが、これらの純資産総額は年度決算上の純資産総額と著しい違いはないものとしている。但し、以下のサブファンドは例外とする。

- PARVEST CREDIT STRATEGIES: 純資産総額の約3.87%減少が認められている。

### 4) 投資有価証券の評価

公認の証券取引所に上場されているまたは定期的取引が行われ且公開されているその他の規制ある市場で取引されている有価証券は、入手可能な直近の市場終値で評価される。また、係る市場が複数ある場合、当該有価証券の主要市場において入手可能な直近の市場終値で評価される。入手した価格が投資有価証券の公正価値を反映していない場合は、ファンドの取締役会が慎重かつ誠実に評価する予想処分価値を基に評価が行われる。

公認の証券取引所に上場されていないまたはその他の規制ある市場で取引されていない有価証券は、慎重かつ誠実に評価する予想処分価値を基に評価が行われる。

取締役会は、2007年8月27日に、PARVEST DYNAMIC ABS サブファンドに含まれる一部の資産について、「公正価値評価方法」を採用することを決定した。この「公正価値評価方法」を採用することにより、ABX指標、ブローカー、データベース、社内価格評価モデルなどの様々な情報や価格ソースを用いて、特定の資産を日々評価することが可能になる。

この「公正価値評価方法」は、PARVEST GLOBAL BONDサブファンドの一部の有価証券の評価にも採用されている。

取締役会は、2008年11月25日に、ファンドのアドミニストレーターに対して、PARVEST ASIAN BOND サブファンドの資産について新しい評価方法を採用することを承認した。また、このPARVEST ASIAN BOND サブファンドは、2009年2月25日にPARVEST GLOBAL BOND サブファンドに統合されている。市場の非流動性を考慮し、保有株は、マネージャーが執行可能な予想気配値を用いるか、比較証券の割引と同等の割引価格を見積もることによって評価される。

2009年2月28日時点で、PARVEST DYNAMIC ABS サブファンドのポートフォリオ中31.02%およびPARVEST GLOBAL BOND サブファンドのポートフォリオ中2.92%が、この「公正価値評価方法」に基づいて評価されている。これらの有価証券は、この二つのサブファンドのポートフォリオにおいて、アスタリスクマーク(\*)で識別されている。

PARVEST DYNAMIC ABS サブファンド(41.27%)、PARVEST CREDIT STRATEGIES サブファンド(35.28%)、PARVEST EUROPEAN BOND OPPORTUNITIES サブファンド(6.76%)、PARVEST DYNAMIC EONIA サブファンド(8.61%)および、PARVEST GLOBAL BOND サブファンド(8.76%)における一部の有価証券の評価については、「公正価値評価方法」ではなく、気配値のみに基づいている。2009年2月28日時点で、これらのサブファンドのポートフォリオ中、現在の市場状況下では非流動的であると見なされたすべての有価証券について、アスタリスクマーク二つ(\*\*)で識別している。

これらの有価証券については、目論見書に記述されている原則に従った一貫した評価過程が適用されていてもなお、前述の有価証券を実際に売却した場合に評価差異がある可能性がある。

### 5) 変動利付の譲渡可能債等の評価

変動利付の譲渡可能債等は、額面で組入資産に含まれている。経過利息並びに取得価格と額面の差の日割り

計算は、「純資産計算書」の未収配当金及び未収利息、並びに「損益および純資産変動計算書」の配当金及び純利息に含まれている。

#### 6) 為替予約の評価

会計年度末における未決済の外国為替予約は、その為替取引の決済日までの残存期間に対応する為替予約レートにより評価される。取引が成立した時点より未実現損益は認識される。

通貨毎の持高を算定するにあたり、為替予約残高は、その残存期間に対応する為替予約レートによって換算される。

#### 7) 金融商品の評価

金融先物取引は、入手可能な直近の市場価格で評価されている。その他の金融商品は、評価日において市場において提示される清算可能価格で評価される。実現損益および未実現損益は、損益および純資産変動計算書に含まれる。金融商品に係る通貨別持高の算定にあたっては、その残高は会計年度末の実勢為替レートで換算されている。

指数先物取引の原資産証券は、以下の様に計算されて投資有価証券の後に表示されている。

債券指数先物取引：取引の額面総額

株価指数先物取引：取得価格

#### 8) クレジットデフォルトスワップの評価

クレジットデフォルトスワップの評価は、プロテクションスワップとプレミアムスワップの価格を比較することによって決定する。プレミアム価格は、将来のプレミアムをリスク調整後の割引率で割り引くことによって求められる。プロテクション価格は、取引契約に内在する予想損失額の現在価値である。予想損失額を算出するのに使用されるデフォルト確率は、市場スワップレート期間構造から計算される。市場スワップレートは、代表的な市場のカウンターパーティから提供される。

#### 9) トータルリターンスワップの評価

ファンドは、スワップ（トータルリターンスワップ）の契約を交わすことがある。この契約では、一方又は双方がアセットバスケット、インデックス等によって生じたリターンを支払うこととなる。支払額は、具体的な証券価格や証券指数、あるいは金融商品の所定の名目価格を参照することにより算出される。原資産は、譲渡可能な有価証券又は金融商品でなくてはならず、また指数については、規制市場から得られるものでなくてはならない。これらのトータルリターンスワップの評価は、常に原資産の直近の評価と取引成立時の評価との差額を反映している。

#### 10) オプション取引の表示

先物契約に係るオプション取引については、プレミアムが支払われていないときは、投資有価証券の最後に、「先物取引契約」の標題で分類されている。これらのオプション取引に係る原資産については、投資有価証券の最後に、行使価格の合計額を表示している。

それ以外のオプション取引は、「オプション」の標題で投資有価証券に含まれている。

#### 11) セキュリティ・レンディング、売戻条件付取引並びに買戻条件付取引契約の評価

セキュリティ・レンディング取引はサブ・ファンドの報酬となり、損益および純資産変動計算書のその他の収益に計上される。取引はいつでも無効にできる。貸出中の有価証券は、当該サブ・ファンドの純資産に時価で表示されている。

売戻条件付証券取引（または買戻条件付証券取引）については、原証券によって保証される、貸借取引として扱われる。これらの取引は、証券の貸借当事者の一方が他方に証券を貸出し、両者合意により決められた期日に決められた価格で、貸し手は買戻しを保証し、借り手は返還を保証する。

売戻条件付証券取引契約は、原証券の市場時価に関係なく原通貨建の取得価格で評価される。また、経過利息は取得日から計算され「その他未収金」として表示されている。

買戻条件付証券取引契約については、市場時価で評価される。

## 12) 比較

被合併ファンド（またはサブ・ファンド）の純資産の合併については、当該会計年度中に併合され且つ2008年2月29日時点に存在したのものについて、併合するファンドが被合併ファンドを合併日に取得する方法により会計帳簿に記録された。結果的に、「損益および純資産変動計算書」における当年度中の総発行額は、被合併ファンド（またはサブ・ファンド）の純資産額を含む。

## 13) 地域別分類

投資有価証券の地域別分類は、有価証券の発行国に基づいたものである。

## 14) 略語

A = 買、V = 売、ZC = ゼロ・クーポン、FLR=変動利率

## 2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年9月末現在）

種 類	金 額 / 単 位
I 資産総額	25,871,606 円
II 負債総額	59,353 円
III 純資産総額 (I - II)	25,812,253 円
IV 発行済口数	33,863,979 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.7622 円

（参考情報）（平成21年8月末現在）

当ファンドが投資している指定投資信託証券のファンドの現況は以下の通りです。

PARVEST SHORT TERM (EURO) (パーベスト・短期(ユーロ)ファンド)

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	1,630.35 百万ユーロ
II 純資産額 (Mクラスシェア)	62.89 百万ユーロ
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	290,016.83 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	216.85 ユーロ

PARVEST GLOBAL BRANDS (パーベスト・グローバルブランドファンド)

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	19.07 百万米ドル
II 純資産額 (Mクラスシェア)	0.07 百万米ドル
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	276.22 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	253.77 米ドル

PARVEST EURO MEDIUM TERM BOND (パーベスト・中期債券ユーロファンド)

種 類	金 額 / 単 位
I 純資産額	798.59 百万ユーロ
II 純資産額 (Mクラスシェア)	4.84 百万ユーロ
III 発行済株数 (Mクラスシェア)	29,515.27 株
IV 1株当たり純資産額 (Mクラスシェア)	163.89 ユーロ

## 第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	自 平成15年8月7日 至 平成16年8月6日	65,706,641	10,017,357
第2期	自 平成16年8月7日 至 平成17年8月8日	18,211,428	50,931,746
第3期	自 平成17年8月9日 至 平成18年8月7日	36,667,025	33,754,389
第4期	自 平成18年8月8日 至 平成19年8月6日	7,445,803	8,873,621
第5期	自 平成19年8月7日 至 平成20年8月6日	10,506,420	2,884,107
第6期	自 平成20年8月7日 至 平成21年8月6日	3,454,383	1,987,794

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間の設定口数（口）には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額（平成21年9月末現在）

資本金	9億円
発行株式総数	50,000株
発行済株式総数	9,000株
株式 記名式・額面	100,000円
平成12年 5月10日に	7,000万円の増資
平成12年12月26日に	1億2,000万円の増資
平成13年 9月26日に	3,000万円の増資
平成13年11月30日に	1億7,500万円の増資
平成14年 9月27日に	1億5,000万円の増資
平成17年 3月30日に	8億500万円の減資
平成17年 3月30日に	3億1,000万円の増資
平成21年 6月30日に	4億5,000万円の増資

##### b. 委託会社等の機構

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとしない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

##### (2) 運用の意思決定プロセス

運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。

運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。

運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

平成21年9月末現在、委託会社が運用するファンドは58ファンド（追加型株式投資信託18本、単位型株式投資信託10本、単位型公社債投資信託30本）であり、純資産総額の合計額は2,213億円です。ただし、ファンド数、純資産総額の合計額ともに親投資信託を除きます。



### 3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
資 産 の 部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動資産					
預金	*2		269,742		142,714
前払費用			6,515		19,706
未収委託者報酬			858,329		365,880
未収投資顧問料			357,680		-
未収運用受託報酬			-		94,114
未収投資助言報酬			-		61,005
未収収益			37,412		16,411
未収入金			1,673		29,222
未収還付法人税等			-		45,879
繰延税金資産			49,775		-
流動資産計			1,581,130		774,935
固定資産					
有形固定資産			104,229		105,913
建物	*1	100,859		102,111	
器具備品	*1	3,370		3,801	
無形固定資産			2,623		2,824
ソフトウェア		1,499		1,699	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			180,715		157,915
長期差入保証金		174,515		151,715	
投資有価証券		6,000		6,000	
その他		200		200	
固定資産計			287,568		266,653
資産合計			1,868,699		1,041,588

期 別		第10期 (平成20年3月31日現在)		第11期 (平成21年3月31日現在)	
負債の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			26,579		16,396
未払金			802,258		353,734
未払手数料		702,198		171,818	
未払委託調査費		-		152,884	
その他未払金		100,059		29,032	
未払費用			56,193		53,856
賞与引当金			49,780		43,709
役員賞与引当金			6,252		7,631
未払法人税等			63,070		-
前受収益			2,268		-
流動負債計			1,006,403		475,328
固定負債					
退職給付引当金			254,489		304,191
役員退職慰労引当金			38,875		43,790
固定負債計			293,365		347,981
負債合計			1,299,768		823,310
純資産の部					
科 目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
株主資本		千円	千円	千円	千円
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		37,200
資本準備金		37,000		37,000	
その他資本剰余金		200		200	
利益剰余金			81,729		268,923
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金		6,229		344,423	
繰越利益剰余金					
株主資本合計			568,930		218,277
純資産合計			568,930		218,277
負債・純資産合計			1,868,699		1,041,588

## (2) 【損益計算書】

期別		第10期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日		第11期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		
		科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳
			千円	千円	千円	千円
営業収益						
委託者報酬				3,459,393		2,912,661
投資顧問料				509,625		-
運用受託報酬				-		189,624
投資助言報酬				-		210,935
その他営業収益				93,783		69,521
営業収益計				4,062,803		3,382,743
営業費用						
支払手数料				2,213,023		1,342,714
広告宣伝費				36,025		34,680
調査研究費				62,194		62,550
委託調査費				-		630,546
委託計算費				122,754		108,158
営業雑経費				94,503		88,521
印刷費		90,560			85,007	
協会費		3,942			3,514	
営業費用計				2,528,500		2,267,170
一般管理費						
給料				792,823		821,408
役員報酬		86,495			81,717	
給料・手当		540,700			608,765	
賞与		165,627			130,925	
業務委託費				121,598		125,807
交際費				7,745		2,879
旅費交通費				41,207		34,404
事業税				5,745		4,414
租税公課				578		1,840
不動産賃借料				157,806		208,180
賞与引当金繰入額				49,780		43,709
役員賞与引当金繰入額				6,252		7,631
退職金				141		410
退職給付費用				97,546		71,250
役員退職慰労引当金繰入額				6,998		4,915
固定資産減価償却費				30,338		10,516
諸経費				128,211		83,308
一般管理費計				1,446,774		1,420,675
営業利益又は営業損失（ ）				87,528		305,103
営業外収益						
受取利息	*1	3,016			1,582	
受取違約金		-			3,256	
雑益		931			1,130	
営業外収益計				3,948		5,969
経常利益又は経常損失（ ）				91,476		299,133
特別損失						
有形固定資産除却損		115			-	
投資有価証券評価損		-			-	
特別損失計				115		-
税引前当期純利益 又は税引前当期純損失（ ）				91,361		299,133
法人税、住民税及び事業税		95,349			1,744	
過年度分法人税、住民税及び事業税		14,436			-	
法人税等調整額		20,612		89,174	49,775	51,519
当期純利益又は当期純損失（ ）				2,187		350,652

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第10期  
自 平成19年4月 1日  
至 平成20年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	-
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	-
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	-
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	77,842
	当期変動額	剰余金の配当 73,800 当期純利益 2,187
	当期末残高	6,229
	利益剰余金合計	153,342
利益剰余金合計	前期末残高	153,342
	当期変動額	71,613
	当期末残高	81,729
株主資本合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930
純資産合計	前期末残高	640,543
	当期変動額	71,613
	当期末残高	568,930

第11期  
自 平成20年4月 1日  
至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	-
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	-
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	-
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	-
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	-
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	-
	当期末残高	344,423
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	剰余金の配当 当期純損失
	当期末残高	350,652
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	350,652
	当期末残高	268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	350,652
	当期末残高	218,277

## 重要な会計方針

期別 項目	第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券  同左
2. 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。  ( 会計方針の変更 ) 法人税法の改正に伴い、当事業年度よ り、平成19年4月1日以降に取得した有形 固定資産について、改正後の法人税法に 基づく減価償却の方法に変更してありま す。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。  ( 追加情報 ) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日 以前に取得した資産については、改正前 の法人税法に基づく減価償却の方法の適 用により取得価額の5%に到達した事業年 度の翌事業年度より、取得価額の5%相当 額と備忘価額との差額を5年間にわたり 均等償却し、減価償却費に含めて計上し ております。 これに伴う営業利益、経常利益及び税引 前当期純利益に与える影響は軽微です。  (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。  なお、ソフトウェア（自社利用）につい ては、社内における見込み利用可能期間 （5年）による定額法を採用してありま す。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。  -  -  (2) 無形固定資産  同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべき 額を計上しております。  (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見 込み額のうち当事業年度に負担すべき額 を計上しております。  (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当社 退職金規定に基づく自己都合退職金要支 給額を計上しております。  (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規 に基づく期末要支給額を計上してありま す。	(1) 賞与引当金  同左  (2) 役員賞与引当金  同左  (3) 退職給付引当金  同左  (4) 役員退職慰労引当金  同左
4. その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理  同左

## 会計方針の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

## 表示方法の変更

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
-	<p>（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。</p> <p>（損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。</p> <p>前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。</p>



## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第10期 （平成20年3月31日現在）		第11期 （平成21年3月31日現在）	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		*1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	3,389千円	建物	12,189千円
器具備品	6,018千円	器具備品	7,234千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
預金	219,378千円	預金	62,244千円

## （損益計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
*1 関係会社取引項目		*1 関係会社取引項目	
受取利息	2,779千円	受取利息	1,400千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月29日 株主総会	普通株式	73,800	16,400	平成19年3月31日	平成19年6月29日
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	-	-	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
-					

## (リース取引関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
リース取引は重要性が低いため、注記を省略して おりません。	同 左

## (有価証券関係)

第10期 (平成20年3月31日現在)	第11期 (平成21年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円

## (デリバティブ取引関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制 度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同 左
2. 退職給付債務	2. 退職給付債務
(1)退職給付債務 254,489千円	(1)退職給付債務 304,191千円
(2)退職給付引当金 254,489千円	(2)退職給付引当金 304,191千円
3. 退職給付費用	3. 退職給付費用
勤務費用 97,546千円	勤務費用 71,250千円

## （税効果会計関係）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日																																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">103,551</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">22,800</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">15,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">7,046</td></tr> <tr><td>事業税</td><td style="text-align: right;">5,419</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">3,681</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">158,318</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">108,542</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">49,775</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.69%</td></tr> <tr><td>（調整）</td><td></td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">21.45%</td></tr> <tr><td>一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目</td><td style="text-align: right;">26.32%</td></tr> <tr><td>過年度分法人税、住民税及び事業税</td><td style="text-align: right;">8.45%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.71%</td></tr> <tr><td>税効果適用後の法人税等負担率</td><td style="text-align: right;">97.61%</td></tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	103,551	賞与引当金	22,800	役員退職慰労引当金超過額	15,818	未払費用	7,046	事業税	5,419	その他	3,681	繰延税金資産小計	158,318	評価性引当金	108,542	繰延税金資産合計	49,775	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	49,775	法定実効税率	40.69%	（調整）		永久に損金に算入されない項目	21.45%	一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%	過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%	その他	0.71%	税効果適用後の法人税等負担率	97.61%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>退職給付引当金超過額</td><td style="text-align: right;">123,775</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">17,785</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金超過額</td><td style="text-align: right;">17,818</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td style="text-align: right;">3,575</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1,368</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">96,278</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>評価性引当金</td><td style="text-align: right;">260,602</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right;">-</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。</p>	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	260,602	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債	-	繰延税金資産の純額	-
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	103,551																																																														
賞与引当金	22,800																																																														
役員退職慰労引当金超過額	15,818																																																														
未払費用	7,046																																																														
事業税	5,419																																																														
その他	3,681																																																														
繰延税金資産小計	158,318																																																														
評価性引当金	108,542																																																														
繰延税金資産合計	49,775																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	49,775																																																														
法定実効税率	40.69%																																																														
（調整）																																																															
永久に損金に算入されない項目	21.45%																																																														
一時差異のうち繰延税金資産の対象から除いた項目	26.32%																																																														
過年度分法人税、住民税及び事業税	8.45%																																																														
その他	0.71%																																																														
税効果適用後の法人税等負担率	97.61%																																																														
繰延税金資産																																																															
退職給付引当金超過額	123,775																																																														
賞与引当金	17,785																																																														
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																														
未払費用	3,575																																																														
その他	1,368																																																														
繰越欠損金	96,278																																																														
繰延税金資産小計	260,602																																																														
評価性引当金	260,602																																																														
繰延税金資産合計	-																																																														
繰延税金負債	-																																																														
繰延税金資産の純額	-																																																														

## （関連当事者関係）

## 1. 関連当事者との取引

第10期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	1,811 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	無し	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	219,378	預金	219,378

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入（注1）	-	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 2. 親会社に関する情報

## (1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

## 追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## （1株当たり情報）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日		第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日	
1株当たり純資産	126,428円	1株当たり純資産	48,506円
1株当たり当期純利益	486円	1株当たり当期純損失	77,922円
損益計算書上の当期純利益	2,187千円	損益計算書上の当期純損失	350,652千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純利益	2,187千円	1株当たり当期純損失の算定に 用いられた普通株式に係る 当期純損失	350,652千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	4,500株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

## （重要な後発事象）

第10期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日	第11期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日
該当ありません。	該当ありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- ・名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・資本金の額：10,000百万円（平成21年3月末現在）

- ・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成21年3月末現在)	事業の内容
株式会社紀陽銀行	80,096百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。

#### (3) 投資顧問会社

名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

資本の額：平成20年12月末現在、62百万ユーロ

事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

(1) 受 託 会 社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販 売 会 社：販売会社として、募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社：当ファンドに関して、情報の提供および運用の助言等を行います。

## 3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社：委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

### 第3【その他】

1. 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめ又は同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。なお、両者を総称して「投資信託説明書（目論見書）」と記載することがあります。
2. 目論見書の表紙または本文記載頁に、ロゴ・マーク、イラスト、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する他、ファンド名称の説明を付記することがあります。届出書本文の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、冒頭に記載することがあります。また、目論見書の表紙裏面に、金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
3. 交付目論見書の巻末に約款および用語集を添付します。
4. 届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
5. 交付目論見書の巻末に請求目論見書を添付し、目論見書として使用することがあります。
6. 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。



独立監査人の監査報告書

平成21年10月7日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成20年8月7日から平成21年8月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成21年8月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-----  
( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管してあります。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月8日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御 中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田光夫 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成19年8月7日から平成20年8月6日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ欧州バランス・ファンドの平成20年8月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

## あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。